京 都 市 長 様

京都市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 佐 伯 彰 洋 (事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第35条第1項の規定に基づく諮問について(答申)

平成27年4月17日付け西区窓第8号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

西京区役所区民部市民窓口課から行財政局コンプライアンス推進室宛ての文書の不存在に よる非開示決定についての異議申立てに対する決定(諮問個第78号)

1 審査会の結論

実施機関が行った不存在による非開示決定は妥当である。

2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成27年1月14日に、実施機関の西京区役所区民部市民窓口課(以下「市民窓口課」という。)に対して、京都市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第14条第1項の規定により、「「●(異議申立人の妻の名の字の一部)の更正の申出は本日(H23.6.10)に初めてあったと嘘が書いてある」文書が欲しい。市窓課がコンプラ宛に回答したH24/4の文書です」の開示を請求した(以下「本件請求」という。)。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る文書を作成していないため、不存在による非開示決定処分 (以下「本件処分」という。)をし、平成27年2月2日付けでその旨を異議申立人に通 知した。
- (3) 異議申立人は、平成27年3月18日付けで本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により異議申立てをした。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

理由説明書によると、実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

(1) 異議申立てに係る文書について

請求内容の「市窓課がコンプラ宛に回答したH24/4の文書」については、平成24年4月12日付け「コンプライアンス推進室からの戸籍簿に係る照会について」かつ「●の更正申出は本日初めてあった」と記載されている文書(以下「本件公文書」という。)を意図して請求していると考えられる。

(2) 本件文書を不存在による非開示としている理由について 本件公文書については、本件請求に先立つ平成26年8月18日の異議申立人による別 の開示請求に対して、平成26年11月12日に既に開示している。

本件の請求は、当該文書の記載について、異議申立人の主観的評価である「●の更正の申出は本日初めてあった。「新たな」申出があったと嘘が書いてある。」との主張を実施機関に認めさせるものであると言わざるを得ず、権利の濫用に当たるものであるため、実施機関は対象公文書を開示する義務はない。

(3) 以上のとおり、本件処分について違法又は不当な点はない。

5 異議申立人の主張

異議申立書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

私はねつ造(嘘)文書を請求しました。私が請求した文書は嘘が書いてあります。真実を 私は知っています。

貴職は嘘を書いて正当化(ねつ造文書はないと)するのが仕事です。いわゆる給料どろぼ うの仕事です。前任者のやった不正行為により詭弁することにお疲れだと思いますが、天罰 と思って頑張れ。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件請求において,異議申立人は平成24年4月と時期を限定したうえで,市民窓口課からコンプライアンス推進室に回答した文書を請求しており,その時期及び内容は本件公文書に対応している。また,異議申立人は上記4(2)のとおり既に本件公文書の開示を受けていると認められる。

以上の状況から見て、異議申立人は、個人情報開示請求によって実施機関から繰り返し開示を受けている本件公文書に、「嘘が書いてある」といった「修飾語」を付けて、再度当該文書の開示を請求しているものと認められる。

(2) 本件処分について

異議申立人は、平成25年度以後多数の個人情報開示請求及び異議申立てを繰り返しており、その中には、実施機関から既に開示を受けた文書や実施機関から受領した文書について、「修飾語」を付けたうえで、あるいは「修飾語」を付けず、何度も繰り返し請求を行っている例が多数見受けられる。このような状況の下、当審査会は、平成27年3月23日付け答申個第26号において、異議申立人の「修飾語」は文書の特定にとって必要な文書内容を説

明するためのものではなく,請求する公文書を日付等で特定したうえで異議申立人の当該文書に対する主観的評価を加えているものであり,実施機関に開示決定を行わせることで当該文書が異議申立人の主観的評価である「修飾語」に該当する文書であると認めさせたいというものであると推認でき,異議申立人の主張を実施機関に認めさせることを目的としていると言わざるを得ないと判断した。

実施機関は、本件請求以前に、異議申立人からの個人情報開示請求に対し、本件公文書を 既に開示していることが認められる。

本件請求は、異議申立人が以前の請求により既に取得済みである文書に対して、平成24年4月と時期を特定し、「市窓課がコンプラ宛に回答した文書」と文書の内容を特定したうえで、異議申立人の主張する様々な「修飾語」を付して請求しているものであり、上記答申個第26号で判断した請求と同様に、個人情報開示請求権の趣旨から著しく乖離するものであるため、権利の濫用に当たり、実施機関は対象公文書を開示する義務はなく、結果として本件処分は妥当なものであると認められる。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成27年4月17日 諮問(諮問個第78号)

5月15日 実施機関からの理由説明書の提出

平成28年2月26日 審議(平成27年度第11回会議)

3月24日 審議(平成27年度第12回会議)

5月25日 審議(平成28年度第1回会議)

6月22日 審議(平成28年度第2回会議)

- ※ 実施機関の理由説明は、審査会が必要がないと認め実施しなかった。
- ※ 異議申立人から意見陳述の希望がなかったので意見の聴取は行わなかった。また、異議 申立人から意見書の提出はなかった。
- 2 本件諮問について調査及び審議を行った部会 第2部会(部会長 市川 喜崇)